

2022年11月1日号

更衣の時間は労働時間にあたる？あたらない？

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.44

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の山田でございます。

今回は「更衣時間の取り扱い」についてご紹介します。

昨今、使用者には労働時間を適正に把握することが求められています。

しかしながら、現状をみると「労働時間の把握」に係る自己申告制の不適切な運用等に伴い、長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じています。

その中でも今回は、「更衣時間の取り扱い」について考えてみたいと思います。

はじめに、労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間」、「使用者の明示または黙示により労働者が業務に従事する時間」が該当します。つまり、給料や残業代を支払う対象となる時間、労働者が労働に従事している時間となります。

更衣時間について、「法律等で定められた衣服に着替える必要がある」、「制服での通勤を認めておらず、社内で着替えることをルールとしている」場合は労働時間にみなすと言えますが、「通勤時に汗をかいたため、職場で私服からスーツに着替える」、「終業後に出掛けるため、私服に着替える」場合などは、労働時間とはみなされないでしょう。

例えば、看護師は仕事の性質上、看護服を着衣することが求められますが、一般的に、衛生面に配慮をして自宅から看護服で出勤することは認めず、職場で「着替えをするように」という病院からの指示があると言えます。そのため、「使用者の指揮命令下に置かれている時間」に該当し、労働時間にあたると言えます。

しかし、就業時にタイムカードを打刻してから着替え、終業時は着替えが終わった後に打刻するという取り決めにすると、その間の雑談時間までもが労働時間になってしまう可能性も出てきてしまいます。曖昧な時間の管理や把握は大変難しく、不公平が生じるため、必要な更衣時間をあらかじめ決め、その時間を労働時間とみなす方法も解決策の一つになるのではないのでしょうか。

労働時間管理には、各職場において様々な問題点を抱えていると思いますが、まずは現状の問題点を把握し、労働時間の適正な管理に役立ててみてください。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
